

第4次
妙高市地域福祉計画
令和3年度～令和7年度

令和3年3月



目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の法的根拠と位置づけ	4
第3節 関連計画	6
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の策定体制	8

第2章 妙高市の現状と課題

第1節 人口・世帯の状況	9
第2節 高齢者の状況	11
第3節 要支援・要介護認定者の状況	12
第4節 子どもの状況	13
第5節 障がい者の状況	14
第6節 生活保護者の状況	16

第3章 第3次計画における取り組み状況と今後の課題

第1節 地域づくり・地域コミュニティ	17
第2節 人権	17
第3節 男女共同参画	18
第4節 高齢者福祉	18
第5節 障がい者福祉	19
第6節 子ども・子育て支援	20
第7節 健康増進	20
第8節 生活困窮	21
第9節 権利擁護	21

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	23
第2節 基本方針	24
第3節 施策の体系図	26

第5章 地域福祉推進のための施策

第1節 市民との協働による地域福祉の推進	27
（1） 地域福祉を支える「地域力」の向上	27
① 町内会等の主体的な活動に向けた支援	27
② 市民主体の地域づくり活動への支援と人材育成	28
③ 社会福祉協議会の活動の推進	28
（2） ボランティア活動・NPO活動等の推進	29
① 市民ボランティアの養成・育成	29
② 市民団体・NPOへの活動支援	30
（3） 地域福祉を担う人づくり	30
① 福祉・人権教育の推進と人権の尊重	31
② 家庭や地域の絆を深めるための「妙高市民の心」の運動の推進	31
③ 民生委員・児童委員等の活動の推進	32
④ 女性参画のための施策の推進	32
（4） 安全安心を共に支える地域づくり	33
① 地域での見守り活動等の推進	33
② 緊急時に備えた支援体制整備の推進	34
③ 災害時におけるボランティア体制の推進	34
④ 地域における防犯対策の推進	35
第2節 利用者主体の福祉サービスの充実	36
（1） 相談支援機能の充実	36
① ワンストップ型の相談窓口の充実	36
② 問題解決に向けた関係機関との連携及び支援者の相談技術の向上	37
③ 障がい者支援、相談の充実	37
（2） 福祉サービスの利用促進	37
① サービス提供体制の充実	38
② 苦情及び相談の早期解決	38
③ サービス利用に向けた情報提供の充実	38
第3節 健康で安心して生活できる環境づくり	38
（1） 健康で心豊かに暮らせるまちづくり	38
① 市民主体の健康づくりへの支援	39
② 介護予防の推進	40

③ 自殺予防の推進	40
④ 生活支援体制の充実	41
(2) 市民の誰もが生涯現役のまちづくり	41
① 高齢者の生きがいつくりの推進	41
② 障がい者の自立と社会参加の促進	42
③ 生活困窮者への自立相談支援及び就労支援の促進	42
(3) 安心して子育てできる環境づくり	43
① 地域での子育て支援体制の推進	43
② 不登校・ひきこもりの自立支援	44
第4節 権利擁護の充実	45
① 制度の広報・啓発及び安心して利用できる環境の整備	45
② 権利擁護に関する地域課題の検討・調整・解決	46
③ 成年後見制度への円滑な利用移行	46
④ 成年後見制度利用者への助成	47

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 計画の背景（地域社会を取り巻く状況）

本市の人口は、平成17年4月の妙高市誕生時の38,730人から、少子高齢化の進展に伴って毎年減少を続け、令和2年9月30日現在で31,473人となり、人口減少が続いている状況にあります。

しかしながら、人口が減少している一方で、世帯数は、12,000世帯前後で推移しており、一世帯あたりの人員は平成27年度末の2.7人に対し、令和元年度末で2.6人と緩やかな減少となっています。

また、高齢化率は、平成22年度末では29.1%でしたが、令和元年度末では36.1%と10年間で7.0%上昇し、高齢化は一層進んでいる状況です。

少子高齢化や過疎化の進行は、地域福祉の担い手の減少を招くとともに、地域の活力や持続可能性をも脅かすものです。また、単身世帯や高齢者世帯の増加により、生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まり、暮らしにおける人と人とのつながりが希薄化していると考えられます。

このような地域社会においては、孤立し、誰にも相談できない、適切な支援に結びつかないなどの課題が深刻化していくことが想定されます。

さらに、長期間ひきこもっている50代前後の子を80代前後の高齢の親が養い続け、将来に対する不安を抱える問題（8050問題）や、介護や育児に同時に直面する世帯の課題（ダブルケア）など、新たな課題への対応も求められています。

また、認知症や障がい等で判断能力が低下した人が利用する「成年後見制度」について、利用を検討する場面が増えていますが、利用には至らないのが現状であるほか様々な事情から、市内には受任できる専門職が少ないという問題があります。

2 計画の趣旨

近年、私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化し、地域が抱えるニーズは多種多様化を極め、課題も複雑化しています。

このように多様化・複雑化するニーズや課題に対応するためには、行政による福祉サービス（公的サービス）の充実だけでは難しく、地域や住人同士が助け合い・支え合う共助による取り組みの強化が求められています。

このような中、妙高市では、平成24年3月に「妙高市地域福祉計画」を策定し、

以後、平成27年3月に「第2次妙高市地域福祉計画」、平成30年3月に「第3次妙高市地域福祉計画」を策定し、適切な自助・共助・公助のバランスを基本的な考えとしながら、地域共生社会の実現を目指し、住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って、人生の最後まで暮らし続けることができるように、地域福祉施策の推進に取り組んできました。

この第3次計画の計画期間が令和2年度までとなっていることから、これまでの取り組みを検証・発展させるとともに、平成30年に改正された社会福祉法における地域福祉の新たな概念である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するため、「第4次妙高市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

3 社会福祉制度の動向

地域福祉計画は、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉施策を推進する計画であり、次のような関連する福祉施策の動向を踏まえて策定しました。

①地域共生社会の実現

平成29年12月12日付厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、改正社会福祉法に規定された地域包括ケアシステムの強化を含む包括的な支援体制の整備に向けた取り組みを推進し、社会福祉法の改正内容を早期に市町村地域計画に反映させるよう求められています。

②「認知症施策推進大綱」の制定による認知症施策の推進

令和元年6月18日に、国では認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」をとりまとめました。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを政府一丸となって進めていくものとしています。

③成年後見制度の利用促進

平成29年3月24日付内閣府通知「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市町

村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

④市町村自殺対策計画との調和

厚生労働省通知の「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」において、市町村自殺対策計画との調和に配慮する旨が記載されています。

当市においても、平成31年3月に策定された「いのち支える妙高市自殺対策計画」で、誰も自殺に追い込まれることのない妙高市の実現を目指して、自殺対策を進めることとしています。

⑤生活困窮者自立支援制度及びひきこもりへの取り組み

平成26年3月27日付厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者自立支援方策と地域福祉施策との連携や生活困窮者の自立支援に関する事項を盛り込むよう通知されています。

第2節 計画の法的根拠と位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として市町村が策定する計画です。

また、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されたことから、本計画を同法第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項（①地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事項 ②必要に応じて支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業 ③生活困窮者自立相談支援事業）に関する事項

(参考) 成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋

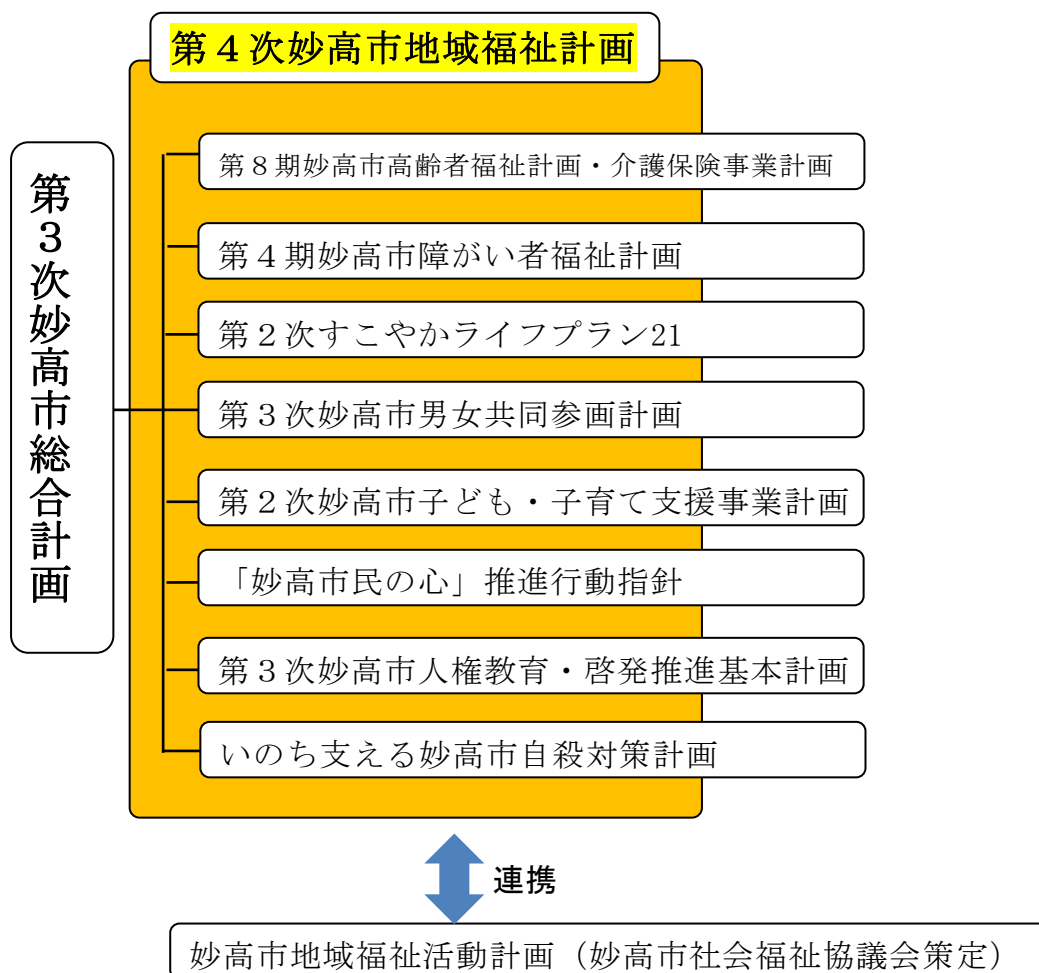
(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 関連計画

1 法律、他計画との関係

本計画に関連する当市の他の計画は次のとおりです。それぞれの個別計画に掲げられた地域福祉分野に関する事項について整合性を図っています。



2 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

「生命地域の創造」をまちづくりの基本理念に掲げ、次の時代につなぐまちづくりを進めていく本市の考え方は、平成27年9月に国連総会が採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の宣言の目指すべき方向性と同じであると考えています。この考え方を踏まえ、地域福祉においても誰一人として置き去りにすることなく、持続可能な開発のためのまちづくりを推進していくこととなります。

SDGsには17のゴール（目標）があり、本計画で主に取り組むゴールは次のとおりです。

《関連する SDGs の目標》



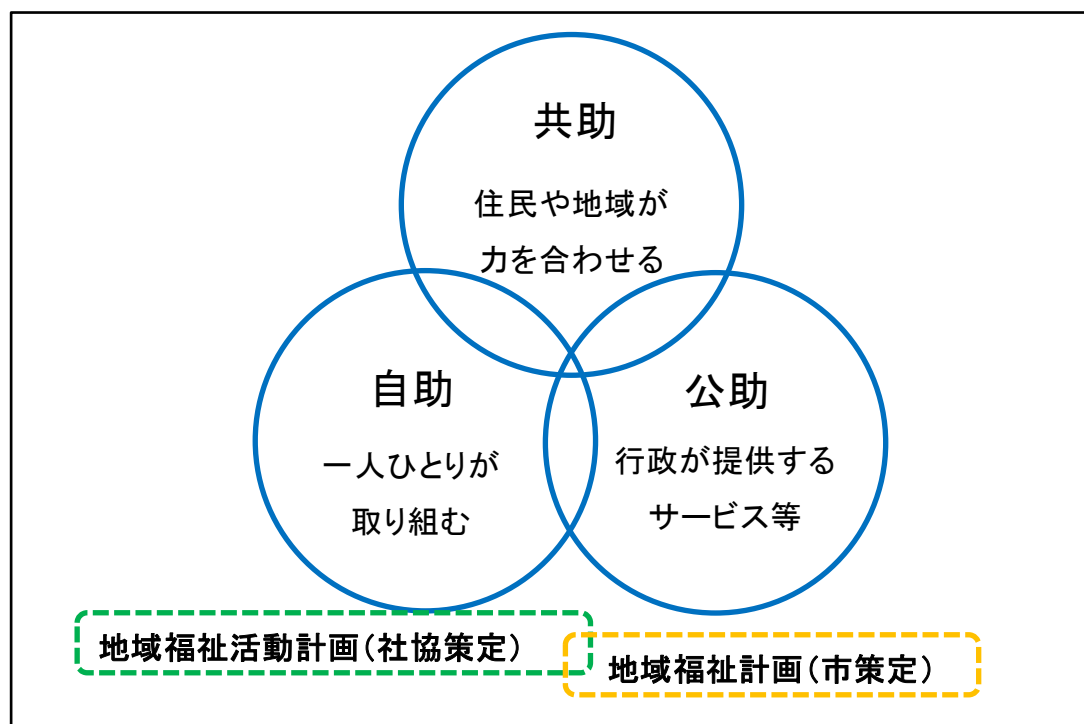
※SDGs（エスディージーズ）：

“Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）”の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。令和12年までに達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169の対象から構成されており、日本でも、誰一人として置き去りにすることなく一人ひとりが持つ能力を発揮できる社会の実現に向けて、積極的な取組が進められています。

3 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定されている「市町村社会福祉協議会」が策定する計画で、地域住民、住民組織、さまざまな関係団体などが行う自主的な地域福祉活動などへの支援やその活動への参加促進を図るための計画です。

対象とする部分は異なりますが、両計画とも地域福祉の推進という共通の目的をもっているため、お互い連携・連動しながら、策定し取り組みを推進していきます。



4 自助・共助・公助の実践

地域福祉において、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、課題の多様化・複雑化が進んでいる現状では、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な団体が課題・問題を「我が事」と考え、つながっていかねば、課題の解決にはつながりません。

問題の解決には、地域で課題を抱える人を孤立させず、行政サービスや福祉サービスとともに、身近な地域住民が主体となって支え合いながら、適切な支援につなぐためのネットワークを「つなげる」ことで、地域で安心して暮らせる社会が実現していきます。

そのためにも、まずは自助（自分でできることは自分です）、共助（お互いに助け合う）、公助（公的責任で行政等が行う）、この3つの「助」を重層的に組み合わせることが大切です。

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることは、多くの市民の願いです。

地域で支え合い、安心して暮らせるために、自分自身でできること、ともに支え合いながらできることは何かを考え実践することが、地域福祉の推進には必要です。

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

これは、継続性をもって取り組みを推進し、評価を行いながら実施する他の計画と整合を図りながら必要に応じて見直しも行うことも考慮して設定しています。

第5節 計画の策定体制

1 庁内の策定体制

本計画は、地域福祉事業の運営主管課である福祉介護課が中心となって庁内の関係課と連携を図り策定しました。

2 市民の意見の反映

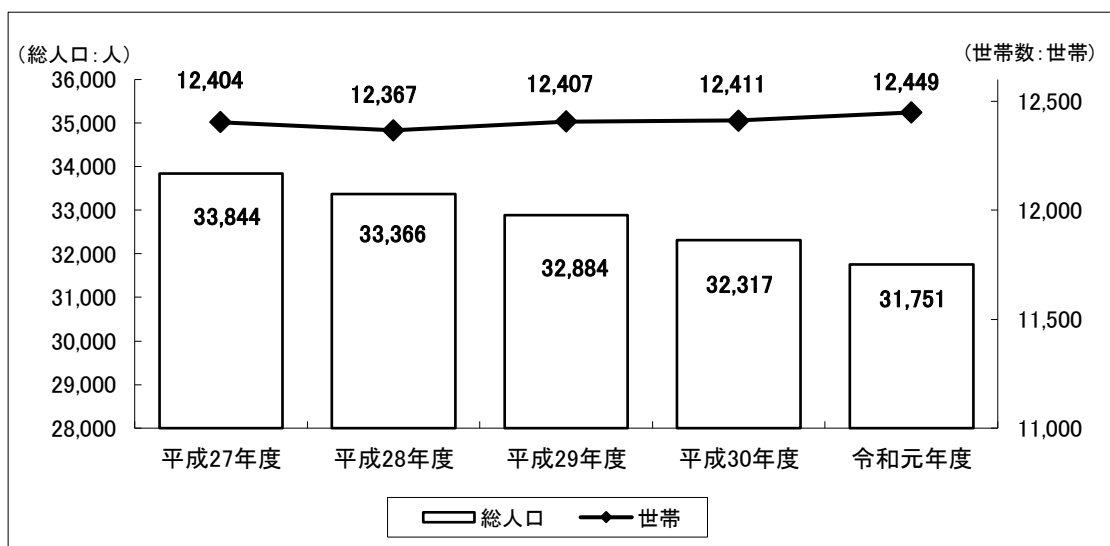
計画案は、パブリック・コメントを実施し、市民の意見を反映するよう努めました。また、妙高市介護保険運営協議会において、計画の説明を行い、意見聴取を行いました。

第2章 妙高市の現状と課題

第1節 人口・世帯の状況

1. 人口・世帯の推移

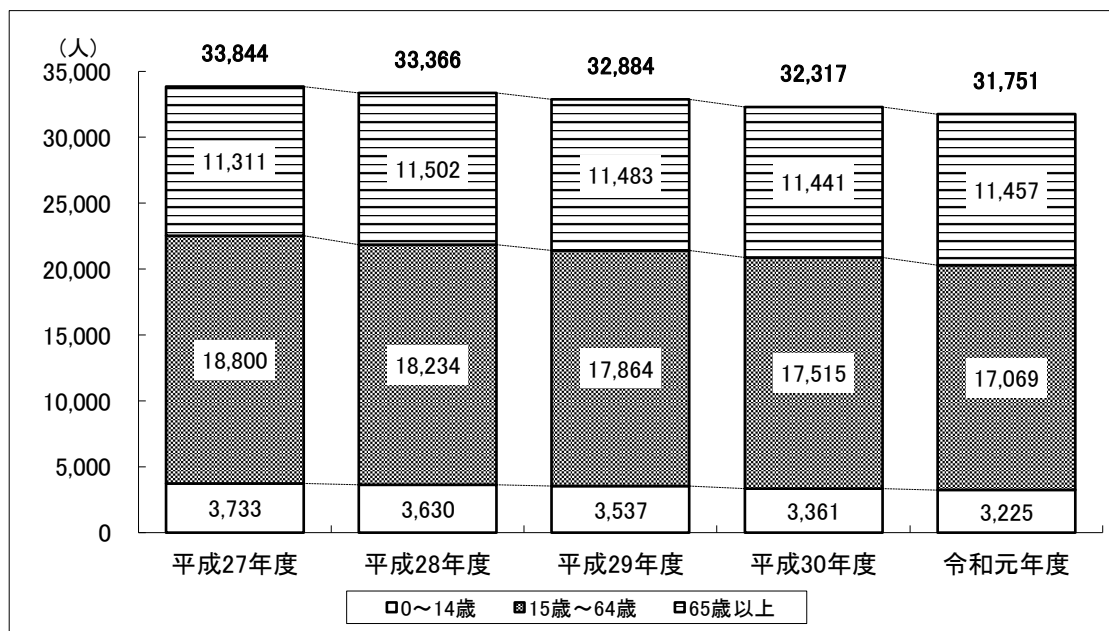
総人口は年々減少しており、令和元年度末では31,751人となっている一方で、世帯数は微増傾向であり、12,449世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2. 年齢3区分別人口割合の推移

総年齢を3区分に分けた割合で見ると、15歳未満の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口は、年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は、11,400人前後を推移しています。



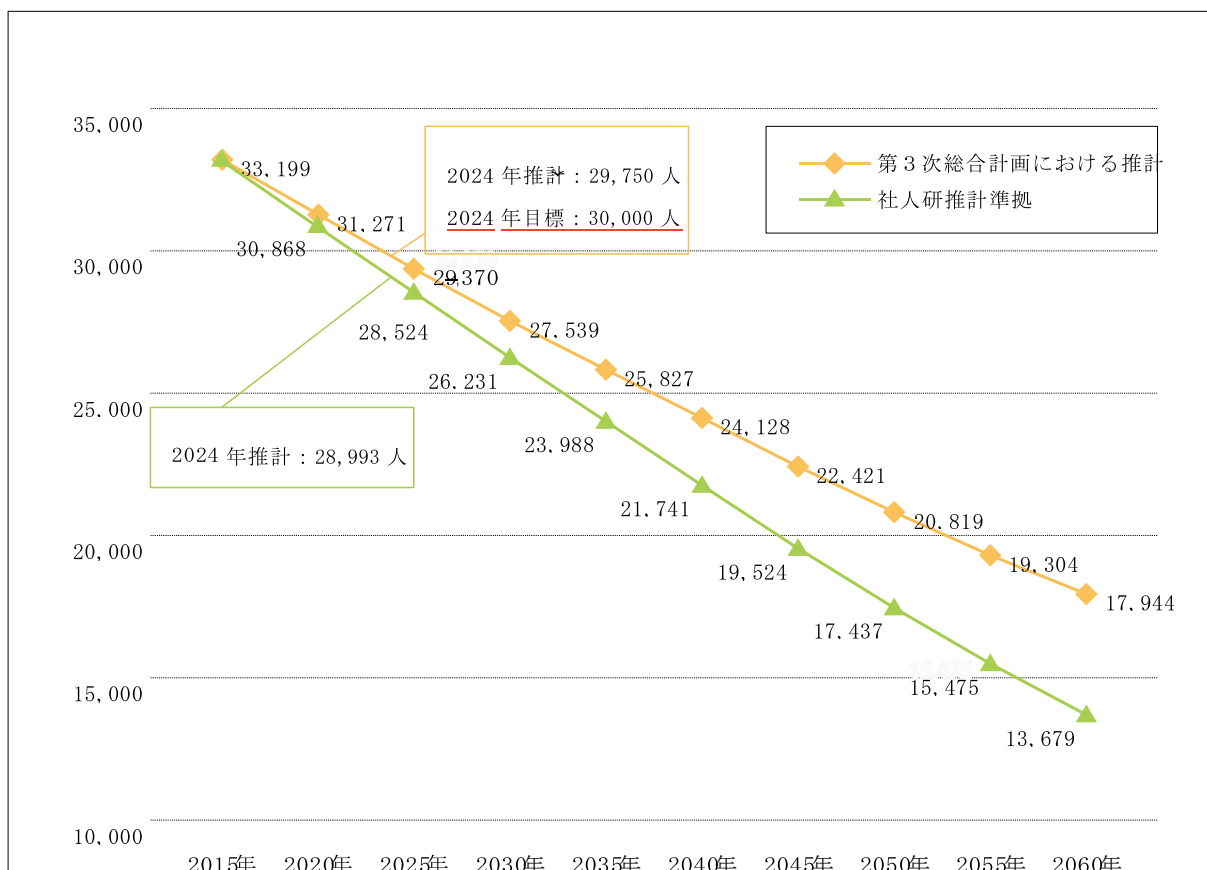
資料：住民基本台帳（各年度末現在）

3. 妙高市の人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、本市の将来推計人口は、令和7年（2025年）には28,524人まで減少するとされており、社人研に準拠した本市の独自推計では、令和42年（2060年）には13,679人と、（平成27年）2015年の41.2%にまで減少するとされています。

今後、市では「人口減少問題に関する戦略目標」の視点による積極的な人口減少対策を実施し、出生数の向上による自然動態の改善とあわせ、移住者の増加と定住者の転出抑制を図る取り組みを進めることで、第3次妙高市総合計画の最終年度である令和6年（2024）年の人口総数の目標を30,000人と設定しています。

《将来推計人口の推移》

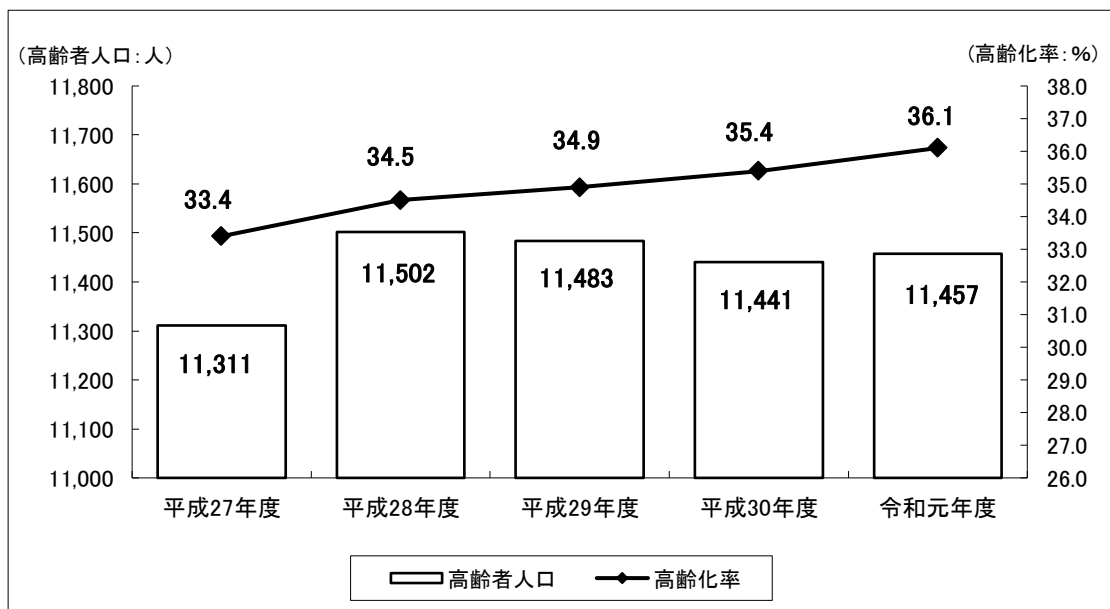


資料：第3次妙高市総合計画

第2節 高齢者の状況

1. 高齢者数・高齢化率の推移

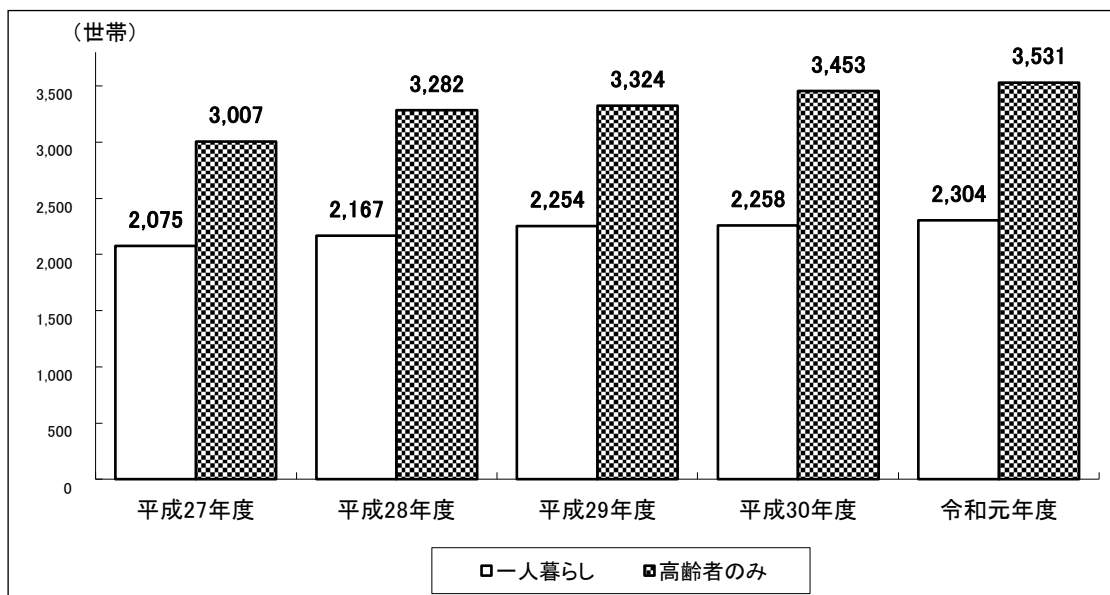
高齢者数は平成28年度末の11,502人がピークで、そこまでは年々増加していましたが、平成29年度以降は、11,400人台で推移しています。高齢化率は、毎年増加しており、令和元年度末で36.1%になっています。



資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

2. 65歳以上の世帯の推移

ひとり暮らし、高齢者のみ世帯ともに年々増加しており、平成27年度と令和元年度を比較すると、ひとり暮らしが229世帯、11.0%、高齢者のみが524世帯、17.4%増加しています。

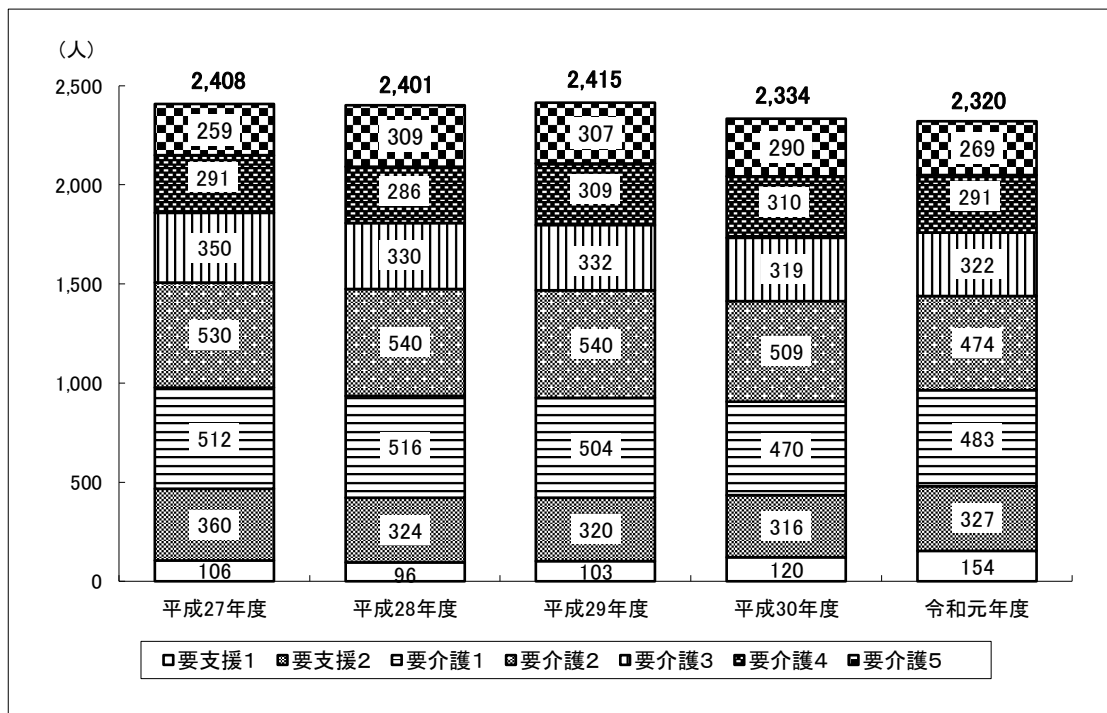


資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

第3節 要支援・要介護認定者の状況

1. 要支援・要介護認定者の推移

認定者数は、年々増加していましたが、平成29年度の2,415人をピークに、平成30年度からは、徐々に減少傾向となっています。

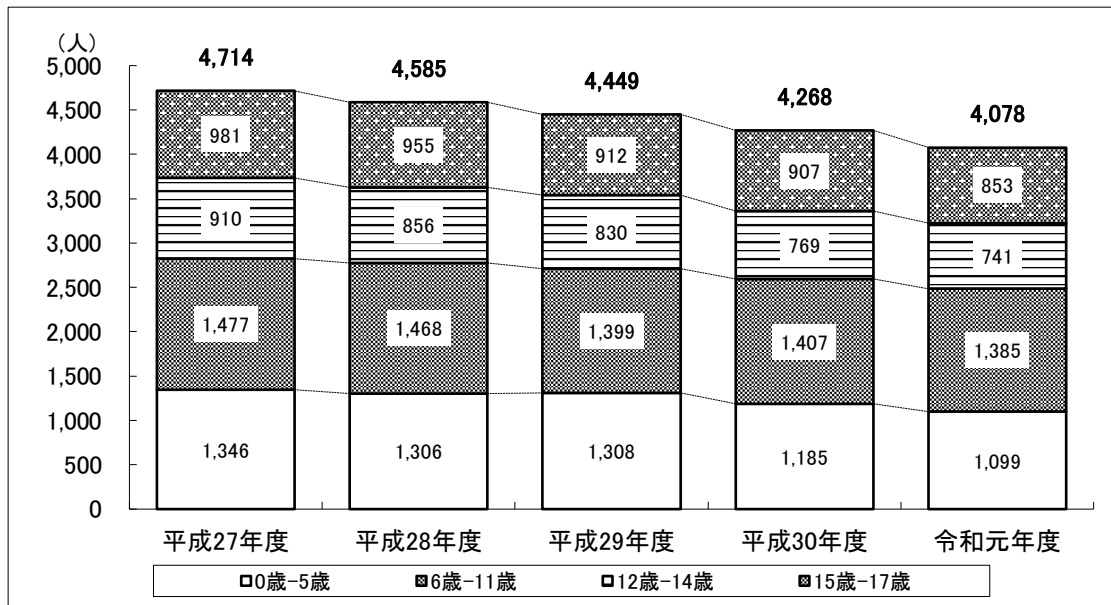


資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

第4節 子どもの状況

1. 18歳未満の子どもの人数の推移

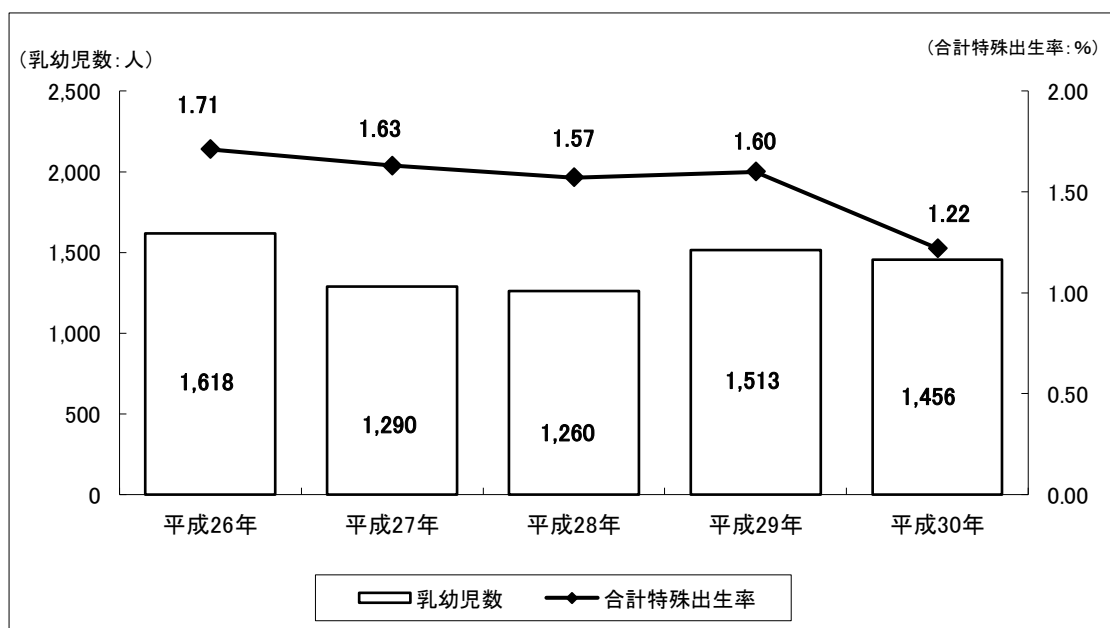
18歳未満の子どもの人数は年々減少を続けており、平成27年度と令和元年度を比較すると、636人（13.5%）減少しています。



資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

2. 乳幼児数・出生率の推移

合計特殊出生率、乳幼児数ともに、平成26年度から減少傾向となっていました。平成29年に乳幼児数、合計特殊出生率ともに増加となりました。しかし、翌年（平成30年）は、また減少となっています。

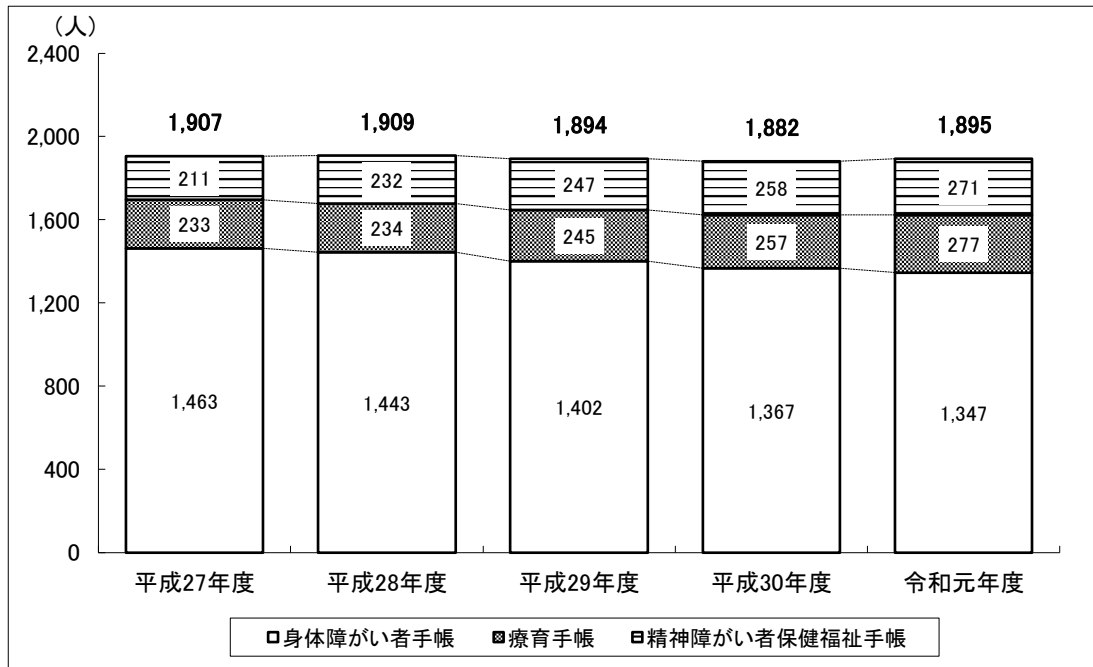


資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態、地区別年齢別集計（各9月30日現在）

第5節 障がい者の状況

1. 障がい者の推移

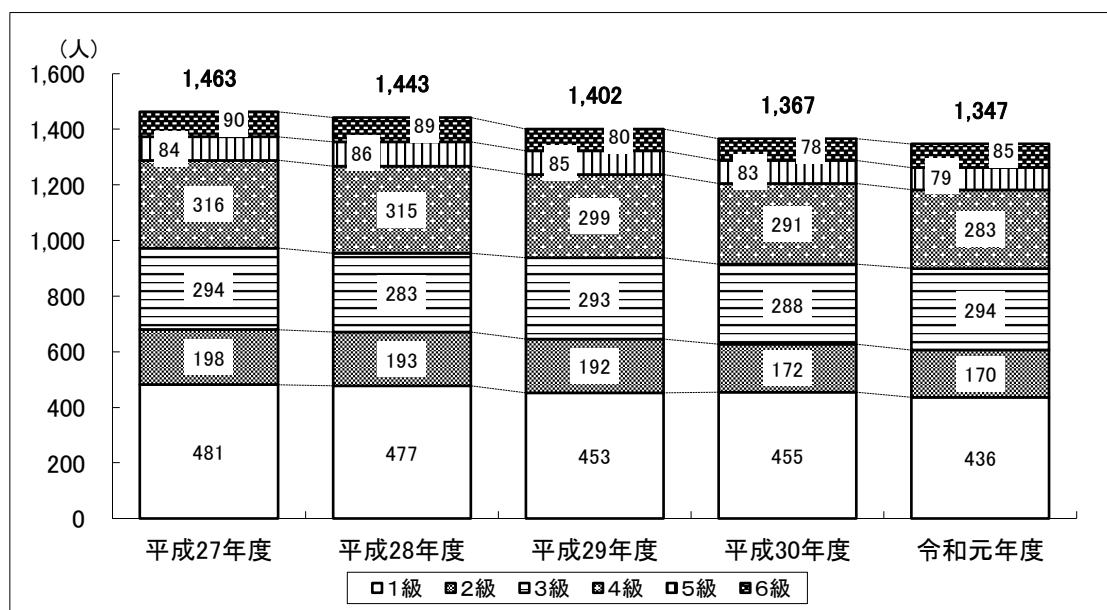
障害者手帳所持者は、平成26年度から減少傾向となり、令和元年度末現在で、1,895人となっています。



資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

2. 身体障害者手帳交付者の状況

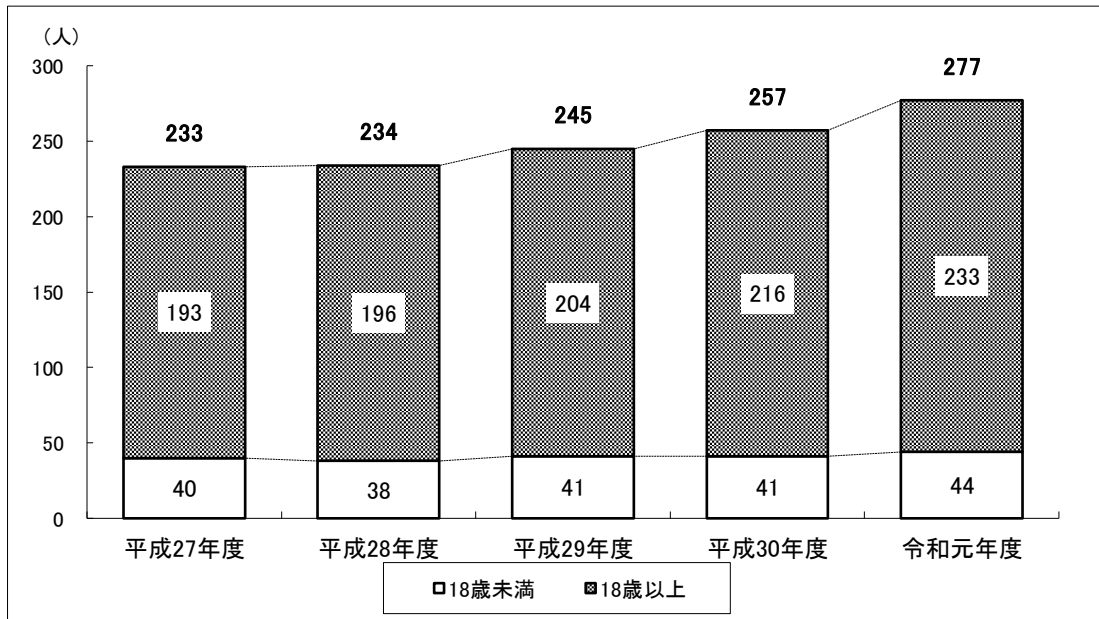
平成26年度から手帳所持者は減少を続けており、重度者（1～3級）も平成27年度から令和元年度にかけて73人（7.5%）減少しています。



資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

3. 療育手帳交付者の状況

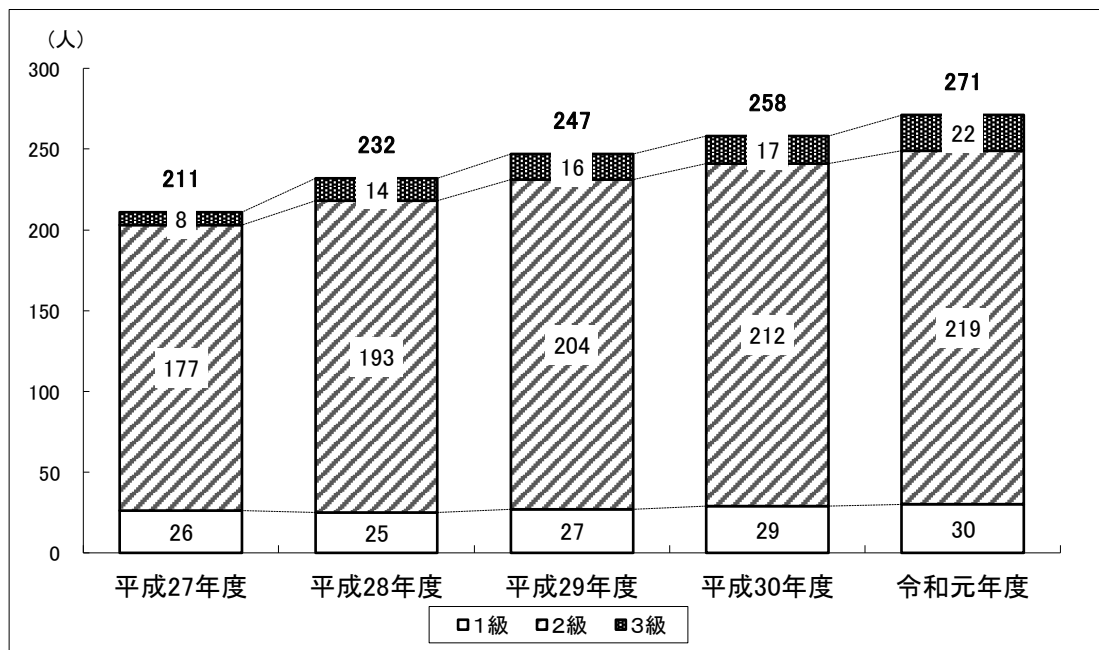
第3期障がい者福祉計画初年度の平成24年度以降、18歳未満、18歳以上ともに、年々増加傾向となっています。



資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

4. 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

年々増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて、60人（28.4%）増加しています。

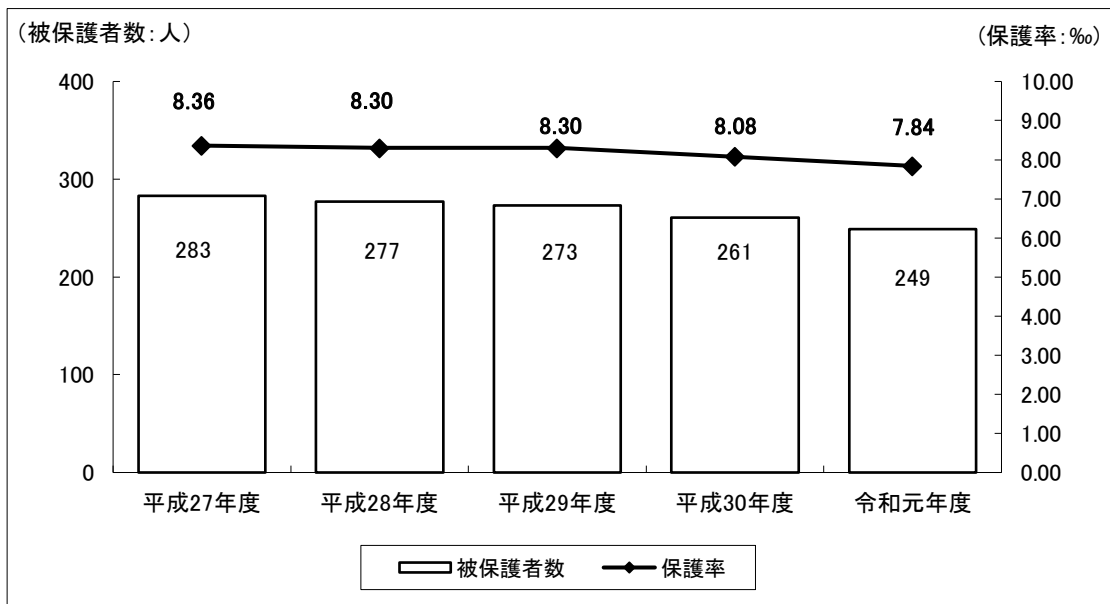


資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

第6節 生活保護者の状況

1. 生活保護の被保護者数、保護率の推移

平成27年度をピークに、平成28年度以降、被保護者数、保護率とも減少傾向にあります。



資料：令和2年度妙高市の保健と福祉の実態（各年度末現在）

第3章 第3次計画における取り組み状況と今後の課題

第1節 地域づくり・地域コミュニティ

地域コミュニティでは、高齢者等の生活支援をはじめとする地域課題が多様化する中で、町内会等の自治組織による活動に加え、市民活動団体や事業者、地域外からの支援などを通じ、地域を総合的に支える仕組みづくりに取り組んできました。今後は、更なる地域の活性化と共助活動を進めるため、すべての住民が相互に支え合う活動や組織づくりを拡大していく必要があります。

「妙高市民の心」の推進を通じて、「ALL妙高あいさつ運動」や「お年寄りや体の不自由な人に手を差しのべよう」など、6つの行動指針の市民への普及啓発活動を行う中で、「妙高市民の心」の認知度が向上しています。地域住民がお互いをいたわり合い、思いやり、助け合う「妙高市民の心」が地域社会を支えていく基盤となることから、さらなる意識の向上と主体的な行動につながる取り組みを進めていく必要があります。

地域防災については、災害発生時に備え、自主防災組織が購入する防災資機材に対する補助金を創設し、訓練実施と資機材整備による地域防災力の向上に努めたほか、避難に時間がかかる人の避難行動をサポートするため、要援護者台帳をもとに、個別支援計画の作成を進めており、今後すべての災害時要援護者に対する個別支援計画が整備されるよう、自主防災組織などへの支援を継続して行っていく必要があります。

また、社会情勢を反映した新たな犯罪が増加傾向にあることから、安全で安心な地域づくりを進めるため、日頃から市民の防犯意識を高めていく必要があります。

第2節 人権

これまで、人権が尊重されるまちづくりを進めるため、各分野の人権課題の解決に向け人権講演会や人権擁護委員による各種人権啓発活動をはじめ、人権相談、本人通知制度の周知、ネット上での人権パトロール（モニタリング）などの人権教育・啓発活動に取り組んできました。

高齢者や障がい者、女性や子ども、部落問題、外国人、インターネットによる人権侵害など人権に関する課題は、多分野に渡っています。これらの課題に対応するため、人権に関する法律の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発推進基本計画や関連計

画等に基づく各種人権施策を推進し、すべての人が差別なく安心して暮らせる地域づくりが求められています。

また、近年では、生活様式の多様化や国際化、経済的な格差の広がりなどを背景とした新たな人権問題が発生しています。その中で、市民意識の多様化により、子どもや高齢者の虐待、配偶者への暴力（DV）などが更に複雑化しています。このような状況に対して、地域や学校、企業、行政が連携し、人権教育及び啓発活動を一層推進することで、相互に人権と個性を尊重し合う共生社会の実現が必要となっています。

第3節 男女共同参画

育児や家事、介護などの場面においては、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているため、その意識を是正するよう家庭や職場等での啓発を推進していく必要があります。

また、男女共同参画を推進し、地域や職場などの方針決定の場への女性参画を促すため、女性人材リストの活用や各審議会等に対し、積極的な女性の登用を働きかけたほか、市報、ホームページ等を通じて女性登用についての周知を図りましたが、審議会等における女性委員は、未だに低い割合で推移しているため、今後も政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていく必要があります。

第4節 高齢者福祉

高齢化率が増加するなか、定年延長や年金受給年齢の引き上げ等により、高齢者のライフスタイルも大きく変化しています。高齢者がいつまでも元気でいきいきと、住み慣れた地域で暮らしていくため、高齢者の健康づくりや介護予防等への取り組みとして、「健康長寿！目指せ元気100歳運動」を実施し、各種啓発事業を展開するとともに、介護予防サポーターの養成・育成や地域の茶の間の支援などを行いました。しかしながら、サポーターとして活動している人がまだ少ないことや、茶の間の開催地区数が横ばいであること、教室参加者が少ないなどの課題があるため、これらの解消に向けた取り組みが必要であります。

また、高齢者の生きがいづくりの充実を図るため、高齢者生産活動センター・シルバー人材センターの機能移転を行い、地元の地域協議会と交流を深めるとともに、シルバーショップや農園等の新たな取り組みを行いながら、会員数の増加を図りました。今後は、豊かな経験や知識を活かした就業機会の確保と提供、高齢者

同士の交流、地域社会への参加を通じた活力ある地域づくりを進めるため、高齢者生産活動センターやシルバー人材センター、老人クラブなどの会員をさらに増やしていくことが必要であります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者など、配慮が必要な人に対しては、地域安心ネットワークによる見守り支援体制を市内全域に構築し、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会と情報の共有や連携を強化しながら、見守り活動の推進に取り組みました。

今後も高齢化の進展により配慮が必要な人が増えていくことが予想されますが、これらの人々が地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き、見守りネットワークを維持していくとともに、妙高地区で取り組みを始めた「助け合いの地域づくり」などの地域が主体となって生活課題の解決につなげていく仕組みづくりを進めていく必要があります。

高齢化の進展や核家族化などにより、家族や地域における相互扶助の機能が低下している中、生活支援ボランティアや市民活動団体、NPOなどの活躍が期待されるため、ボランティアや市民活動団体などへの支援を行っていく必要があります。また、地域福祉の担い手である社会福祉協議会や民生委員・児童委員への支援も継続的に行っていく必要があります。

第5節 障がい者福祉

第4期妙高市障がい者福祉計画では、基本理念として「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる共生社会の実現」を掲げ、障がい者(児)が自分らしく、生きがいをもって暮らせるよう、自立の促進や相談支援体制の充実、生きがいづくり、就労支援の充実、住まいや施設の整備促進などの取り組みを進めています。

障がい者支援については、相談内容が複雑化してきており、多様化する支援ニーズに対応した適切な障がい福祉サービスを提供するため、相談支援専門員が必要とされています。また、相談員のスキル向上も求められています。そのため、相談室の機能強化を図るとともに、事業所に対して相談支援専門員確保を働きかけていく必要があります。

障がい者の自立と社会参加の促進においては、「こころのままのアート展」を開催し、障がい者理解を進めました。また、就労意欲のある障がい者が、就労支援サービスを利用できるよう適切な支援を行うとともに、優先調達法に基づき、市の業務の一部を「妙高市障がい者ワーキングネットワーク」に委託し、受注拡大に努

めたほか、農福連携などによる就労機会の拡大や工賃アップを図っています。

就労支援については、新型コロナウイルスの影響により民間の受託事業が低迷していることから、「妙高市障がい者ワーキングネットワーク」と中小企業、農業事業者とのマッチングにより、受注拡大を図るとともに、ハローワークとの連携により障害者トライアル雇用の活用や合同就職面接会を通じて就労移行の推進を図る必要があります。

第6節 子ども・子育て支援

地域の人たちが協力して子どもを守り育む意識の醸成と、高齢者や子育て経験者が子育て中の人を応援するなど、地域全体で子育て世帯を支援する体制を推進するため、子育て支援を必要とする家庭を地域住民がサポートするファミリー・サポート・センター事業を行い、会員数の増加に向けた取り組みを進めました。

しかしながら、サービスを提供する会員の高齢化や固定化が進んでいるため、シルバー世代も含めた更なる会員の増加が必要であります。

また、育児に関する不安や悩みの解消、子育てしやすい環境整備などを進めるため、子育て中の保護者同士が気軽に参加して仲間づくりをしたり、問題解決のための情報交換などが行える場となるような子育て広場の充実や、子育てサークルの育成支援を進める必要があります。

不登校やひきこもりの児童・生徒に対しては、早期の学校復帰や社会的自立を支援するため、学校・関係機関との連携や情報共有を図るとともに、相談体制の充実に努めましたが、ひきこもり等の対象者の増加、相談内容の複雑化など、様々な問題があるため、問題解決に向けて庁内関係課と連携を図りながら、ひきこもりの個別の実態把握に努めていくとともに、更なる相談・支援体制の強化を図っていく必要があります。

第7節 健康増進

健康づくりは、市民一人ひとりが元気いきいき健康条例の基本理念である「自分の健康は自分で守り、つくる」を意識し、市民が主体的に日常生活の中で実践していくことが重要です。

健康寿命の延伸と医療費の削減を目指し、全市的な健康づくり活動を推進するため、各地域で健康づくり活動の推進役となる食生活改善推進委員の会や健康づくりリーダーが、地域で健康バランス食事普及事業やウォーキングの推進などの

普及・啓発ができるよう支援しました。

しかしながら、食生活改善推進委員の会や健康づくりリーダーが、地域で健康教室やウォーキングなどの健康づくり活動を行ってきましたが、生活習慣の改善や運動習慣の定着化が図られていない現状であることから、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域や事業所等と連携した市民の健康づくり活動の一層の推進を図る必要があります。

また、自殺については、睡眠不足や過剰飲酒などの生活習慣、仕事や家庭の悩みなど複雑な背景があることから、望ましい生活習慣の啓発に加え、各種相談窓口の周知や医療機関への受診につなげるための取り組みを行ってきましたが、当市の自殺死亡率は、依然高い状況にあることから、継続して自殺予防に取り組む必要があります。

第8節 生活困窮

当市の生活保護受給者数は、ここ数年減少傾向にありますが、新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化し、今後、支援の必要な人が増えることが予想されます。

このような状況の中で、生活保護受給者の自立を図るため、生活困窮相談支援員による就労支援を行い、その結果、就労に結びつくなど一定の効果を上げてきていますが、仕事が長続きしない、定着しないなど生活保護からの自立については困難な状況にあります。

そのため、引き続き、支援対象者に対しては、きめ細やかな就労指導・助言を行うとともに、就労後もフォローアップを行いながら就労の定着化を図ることが必要となっています。

また、生活困窮者の多くは、生活面や社会面において複合的な問題を抱えていることから、その状況に応じた包括的な支援をきめ細かく実施していく必要があります。加えて、ひきこもりの長期化・高齢化による「8050問題」が顕在化していることから、早期の社会復帰に向けて、ひきこもりの人に相談窓口の周知を図るとともに、関係づくりを進め、必要な助言や情報提供、適切な支援機関の紹介等を行うことにより、社会参加を促していく必要があります。

第9節 権利擁護

判断能力の低下した高齢者等の金銭管理や契約手続きなどの相談に対して、成

年後見制度を説明するとともに、申立手続きの相談を行ってきました。

成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されたことから、同法第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の策定が求められています。

しかしながら、権利擁護の推進において、「利用のメリットを感じない」「手続きが大変」などの理由から利用に至らないことが多いのが現状であり、市内には受任できる専門職が少ないという課題もあります。

今後、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されるため、成年後見制度を必要としている人が円滑に利用できる取り組みを推進していくとともに、日常生活支援制度などを含めた適切な制度の利用につながるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを構築する必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第3次地域福祉計画では「支え合い・助け合う地域共生社会の実現」を基本理念として各種取り組みを推進してきました。

少子高齢化や人口減少、核家族化が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合い・助け合いの力が弱まりつつあります。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、お互いが思いやりを持ってその存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

このような背景を踏まえ、国では市民の福祉ニーズが多種多様化する中で、高齢者、子育て中の人、障がいがある人といった、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的サービスだけでは各種課題への対応が難しくなっていることから、市民が「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な人・団体・関係機関が「我が事」として役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現を推進しています。

そのため、第4次地域福祉計画では、第3次地域福祉計画の基本理念を踏襲しつつ、本市の現状や第3次総合計画において「持続可能なまちづくり」を目指していることを踏まえ、基本理念を次のように定めます。

基本理念

支え合い・助け合う持続可能な地域共生社会の実現

第2節 基本方針

地域福祉の主人公は住民ですが、行政も共に支え、推進していく責務があります。地域福祉における課題が多様化、複雑化する中で、地域福祉をこれまで以上に推進していくために、関連する各分野の計画との連携を図りながら課題を整理し、次の4点を基本方針に掲げ、横断的に取り組んでいきます。

基本方針1 市民との協働による地域福祉の推進

基本方針2 利用者主体の福祉サービスの充実

基本方針3 健康で安心して生活できる環境づくり

基本方針4 権利擁護の充実

なお、基本方針4「権利擁護の充実」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

基本方針1 市民との協働による地域福祉の推進

地域福祉の主人公は、住民です。「支え合い・助け合う持続可能な地域共生社会の実現」を目指すためには、住民自らが地域福祉をつくりあげ、「地域力」を向上させていくことが重要です。そのため、地域を支える住民が地域福祉に主体的かつ積極的に参加できる仕組みづくりを目指すとともに、ボランティアやNPO活動の推進、地域福祉を担う人づくりを進めていきます。

また、災害発生時における行政と地域の協働体制の確立や、地域における防犯対策の推進など、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本方針2 利用者主体の福祉サービスの充実

高齢者や障がい者、子どもを含めた支援を必要とする人が、自立した生活を地域で営むことができるよう、総合的な相談支援機能の充実を図ります。

また、福祉サービスを必要とする人がサービスを適切に選択し利用できるよう、地域や関係機関と連携しながら、福祉サービスの提供を推進するとともに、サービス利用に向けた情報提供の充実を図っていきます。

基本方針3 健康で安心して生活できる環境づくり

市民がいつまでも健やかに、自分らしく生活するために、健康づくりや生きがいづくり、就労・就業などへの支援を行うとともに、家庭や地域で安心して子育てができる環境となるよう、支援体制等の充実を図ります。

基本方針4 権利擁護の充実

認知症や障がい等により自分で判断能力がない人への各種サービス利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されるため、成年後見制度を必要としている人が円滑に制度を利用できる支援体制等の充実を図ります。

第3節 施策の体系図

基本理念 支え合い・助け合う持続可能な地域共生社会の実現

基本方針1 市民との協働による地域福祉の推進

- (1) 地域福祉を支える「地域力」の向上
- (2) ボランティア活動・NPO活動等の推進
- (3) 地域福祉を担う人づくり
- (4) 安全安心を共に支える地域づくり

基本方針2 利用者主体の福祉サービスの充実

- (1) 相談支援機能の充実
- (2) 福祉サービスの利用促進

基本方針3 健康で安心して生活できる環境づくり

- (1) 健康で心豊かに暮らせるまちづくり
- (2) 市民の誰もが生涯現役のまちづくり
- (3) 安心して子育てできる環境づくり

基本方針4 権利擁護の充実

第5章 地域福祉推進のための施策

第1節 市民との協働による地域福祉の推進

(1) 地域福祉を支える「地域力」の向上

高齢化や少子化、人口減少が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など、見守りや支援を必要とする人が増加している一方で、核家族化が進み世帯数が増加していることから、家庭や地域社会の結びつきが希薄化しています。

そのような状況の中で、生活に必要な営みを隣近所で助け合い、支え合う地域運営組織づくりを進めることが重要であり、町内会活動や各種地域づくり活動団体等の活動を推進していく必要があります。また、介護や子育て支援など地域における身近な生活上の課題を地域全体で共有し、解決できるよう、福祉関連施設や事業所等を含めたネットワークづくりを進め、「地域力」を高めていくことが重要となります。

地域課題の解決に向けては、高齢化の進展やライフスタイルの多様化などにより、住民相互の助け合い、支え合いや共同活動の実施が困難になっている地域もあることから、町内会や地域づくり活動団体への支援を継続していくとともに、地域の中心となって活動をコーディネートできる人材の発掘・育成を進めていきます。

住民と地域、関係機関が一体となって地域課題の解決を図るとともに、住民同士が助け合い、支え合える地域づくりを目指して、市の関係部署並びに関係機関等の連携を強化し、地域福祉にかかわる施策を推進していきます。

また、高齢者や障がい者、生活困窮者など誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送るため、地域福祉推進の主体である社会福祉協議会との連携を強化するとともに、今後も継続して支援を行っていく必要があります。

①町内会等の主体的な活動に向けた支援

新たに共助活動に取り組む地域を増やしていくための取り組みを進めていますが、高齢化などの様々な事情により活動が難しくなっている地区もあることから、地域の枠を越えた広域的な連携による共助活動を推進する必要があります。

そのため、自治会や町内会等の機能を補完しつつ、隣近所の助け合いや支え合いなどの生活支援、空き家管理などの新たな需要に対応するため、地域住民が主体となって地域の課題解決に向けて取り組みを行い、生活に

必要な営みを住民同士で支え合う地域運営組織づくりを進めます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
地域運営組織の 設立・運営数	地域住民が中心となって 地域の課題解決に向けた 取り組みを始めた組織数	4 組織	4 組織以上

※地域運営組織：

地域の生活を守るため、地域住民が中心となり、地域内外の団体等が参加する中で、描いた将来ビジョンに基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織のこと。

②市民主体の地域づくり活動への支援と人材育成

地域の課題を解決する自立した地域づくりを進めるには、その解決のための計画の立案や実践に導くリーダーが必要であり、団体間の交流を通じたネットワークづくりやリーダー相互の交流などによる人材の育成に努めていく必要があります。

そのため、地域住民の主体的な活動を推進していく人材を発掘していくとともに、必要に応じて「地域のこし協力隊」などの外部の人材を配置しながら、住民主体の地域コミュニティ活動の活性化を図っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
地域づくりコー ディネーター数	地域活動のリーダー であるコーディネー ターの数	—	28 人以上

※地域づくりコーディネーター：

将来を見据え、地域の中心となって地域活動をコーディネートする地域のリーダー。

③社会福祉協議会の活動の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、これまでも地域住民を主体としたボランティア活動の推進などをはじめ、地域の様々な生活課題や福祉課題の解決に取り組んできています。

地域住民が住み慣れた地域で安心した生活を送るため、高齢者や障がい者、生活困窮者など誰もが尊重され社会的な繋がりをもった福祉のまちづくりが必要であることから、社会福祉協議会が担う役割は、ますます大きくなっています。

高齢者の社会参加や生きがいを推進するため、地域福祉推進の主体である社会福祉協議会との連携を強化していく必要があることから、今後も社会福祉協議会への支援を行っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値 (R1)	目標値(R7)
社会福祉協議会事業の利用者数	社会福祉協議が実施する事業の利用者数	653人	800人以上

(2) ボランティア活動・NPO活動等の推進

福祉課題が多様化し、生活支援を必要とする人が増加する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、ボランティア活動やNPO活動などの市民参加による取り組みが不可欠であります。

多様なニーズに対応するとともに、高齢者の社会参加や交流活動を通じた社会貢献に対する意欲・生きがいを推進するため、ボランティアやNPOが活躍できる場の創出や生活支援体制の充実に取り組みます。

また、ボランティア活動や地域活動の担い手の育成を図り、ボランティア活動への参加を促進していきます。

①市民ボランティアの養成・育成

高齢化の進展や核家族化などにより、家族や地域における相互扶助の機能が低下している中、買い物や移動などを手助けする生活支援ボランティアの活躍が期待されます。しかしながら、ボランティア支援登録者が減ってきている状況であることから、社協だよりや民生・児童委員定例会、地域の会議などでPRを行い、ボランティア支援者の確保・増加を進めます。

また、新たな感染症などへの対応を含めた生活支援ボランティアの支援者研修会を開催し、ボランティア支援者に対する側面的な支援を行っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
生活支援ボランティアの登録支援者数	社協が実施する生活支援ボランティア登録支援者数	48人	75人以上

②市民団体・NPOへの活動支援

地域づくりの拠点となる「地域づくり活動協働センター」では、市民活動団体やボランティアグループ、NPOなどが自主的・自発的に行っている公益的な活動を支援するとともに、想いを同じくする市民や団体を結びつけ、新たな活動や価値、可能性を生み出し、市民との協働による地域づくりを推進しています。

引き続き、各種団体の活動を支援していくとともに、近年では、福祉、交通、環境、教育、防犯、防災などの地域課題が複雑かつ多様化しており、これらの課題を地域が主体となって解決していくために、町内会などの自治組織の自主的・主体的な活動を支援するなど、市と町内会、大字、市民活動団体等をつなぐ中間的な支援組織として、持続可能な地域づくりを進めていきます。

また、地域社会の構成員である民間団体や企業等へも社会貢献活動を働きかけていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
市内で活動する市民活動団体数	市内で活動する市民活動団体数	23団体	30団体以上

(3) 地域福祉を担う人づくり

誰もが社会的に孤立することのない、地域福祉を広く進めていくうえでは、市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、性別や年齢、障がいの有無などを超えて、積極的にまちづくりに参加することが重要です。

このため、市民の人権意識の向上を図るほか、男女共同参画意識の醸成、互い

をいたわり、思いやり、助け合う「妙高市民の心」の市民へのさらなる意識浸透を図り、地域福祉を担う人づくりを進めます。

また、地域福祉の増進には、地域住民の立場に立って生活や福祉全般に関する相談援助活動、各種調査を行っている民生委員・児童委員の存在は不可欠であることから、民生委員・児童委員から仕事にやりがいを感じてもらえるよう、関係機関と連携し委員の活動支援を行っていきます。

①福祉・人権教育の推進と人権の尊重

「第3次妙高市人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、市民が日常生活の中で、人権に配慮した行動ができるよう人権教育、啓発活動を推進します。

そのため、庁内推進体制の充実、関係機関等との連携、各種人権課題に係る施策の進捗状況を評価するとともに、「人権講演会」の開催、人権擁護委員による各種人権啓発活動、人権相談、インターネット上でのモニタリングなどを通し、引き続き市民の人権意識の高揚に向けた取り組みを進めていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R7)
市民一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	人権に関する市民意識調査による市民一人ひとりの人権が尊重されていると感じる割合	72.4%	82.0%

②家庭や地域の絆を深めるための「妙高市民の心」の運動の推進

人口減少や高齢化の進展により地域コミュニティ機能が低下しつつあり、人と人とのつながりの希薄化が懸念されています。

このような中、互いをいたわり、思いやり、助け合う「妙高市民の心」が地域社会を支えていく基盤となることから、さらなる意識の向上と市民の主体的な行動につながるよう、それぞれの家庭、地域、学校、市民団体、事業所における「妙高市民の心」の実践事例を、事業所のPRや地域貢献活動と合わせて市民に紹介することで、具体的な活動の見える化を進め、市民

へのさらなる意識浸透に取り組みます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
「妙高市民の心」推進応援事業所の登録件数	事業所の登録件数	125件	170件以上

③民生委員・児童委員等の活動の推進

地域福祉の増進のため、地域住民の立場に立って生活や福祉全般に関する相談援助活動、各種調査を行っている民生委員・児童委員に対し、やりがいを感じてもらえるよう、関係機関と連携し委員の活動支援を行っていきます。

また、地域包括支援センターをはじめ、庁内関係各課や社会福祉協議会の職員が、日常的に民生委員・児童委員の相談に応じるとともに、毎月行われる民生委員児童委員協議会の定例会において、民生委員・児童委員の活動における問題解決に向けた調整・支援を行っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
民生委員・児童委員、主任児童委員の訪問回数	社協に報告のあった民生委員等の世帯訪問数	12,639回	13,500回

④女性参画のための施策の推進

家庭や職場等における性別による固定的な役割分担意識を是正するための啓発を推進するとともに、育児・介護等を取り巻く事業所や家庭の理解を深め、働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

また、職場や地域、審議会などの方針決定の場への女性登用率が低い状況であることから、女性人材リストの活用や各審議会等への積極的な女性の登用の依頼を継続するとともに、パネル展や市報、ホームページ等を活用した情報発信の強化、講演会の開催、事業所訪問などによる女性の社会

参画を推進します。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
社会通念や慣しきたりなどから男女平等であると感じる市民の割合	市民意識調査における回答の割合	17.8%	24.0%以上

(4) 安全安心を共に支える地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者など、配慮が必要な人が、地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民の相互の助け合いや支え合い、外部からの見守り支援が必要です。そのため、地域安心ネットワークによる見守り活動を継続していきます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者・乳幼児等の子どもがいる世帯など、災害が発生した時に支援が必要となる世帯について、地域が把握し、地域で支援し合える体制を整備しておくことが重要であるため、市役所、民生委員、防災士や自主防災組織など関係機関等が連携し、可能な限り情報の共有を図りながら、個別支援計画の作成など、防災体制の整備を進めます。

また、本市が被災した場合に備え、災害ボランティアセンターが迅速かつ円滑に設置できるよう災害支援ボランティアの確保及び育成を進める必要があります。

社会情勢を反映した新たな犯罪が増加傾向にあることから、安全で安心な地域づくりを進めるため、日頃から市民の防犯意識の高揚に取り組みます。

①地域での見守り活動等の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者など、配慮が必要な人が、地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民の相互の助け合いや支え合い、関係者間の連携による緩やかな見守り支援が必要です。

これまで、社会福祉協議会が中心となり、地域役員や民生委員・児童委員、地域包括支援センターが一体となって情報共有し、地域安心ネットワ

ークによる見守り支援体制を市内全地域で構築してきました。今後も引き続き、当ネットワークの維持と更なる推進に取り組んでいきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
地域安心ネットワーク数	地域安心ネットワーク数(実働世帯件数)	442件	550件

②緊急時に備えた支援体制整備の推進

災害時の被害を最小限とするため、市役所、民生委員、自主防災組織や防災士など関係機関が連携し、地域防災力を高めていきます。

自主防災組織や防災士などを対象として、研修会などを開催し、地域コミュニティを核とした地域における助け合い（地域防災力）の重要性の周知や防災意識の醸成を図るとともに、全ての災害時要援護者に対する個別支援計画が整備されるよう、個別相談などを行い民生委員及び自主防災組織を支援します。

また、自主防災組織の活動が活発化するよう、防災資機材の整備にかかる補助金（令和4年度までの時限事業）や防災訓練実施に向けた相談体制を継続します。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R6)
防災研修会などの参加人数	防災研修会などに参加した延べ人数	233人	2,100人

③災害時におけるボランティア体制の推進

災害発生時には、被災者の一刻も早い復旧復興のため、社会福祉協議会と妙高青年会議所が連携して、災害ボランティアの派遣や関係機関との連絡調整を行う災害ボランティアセンターを設置し、運営をしていくことになるため、日頃から訓練及び情報共有等を行うことが必要であると

ともに、より多くの災害ボランティア支援者が必要となります。

そのため、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの支援者増加に向け、災害時に求められる基礎知識や役割を理解するための、災害ボランティアセンター支援者養成講座を開催していきます。併せて、新たな感染症の流行など予測のつかない時代であることから、時代に即した災害ボランティアセンターマニュアルの改訂などの支援を引き続き行っていきます。

また、社会福祉協議会では、市総合防災訓練などに毎年参加し、より実践に即した災害ボランティアセンターの運営体制整備に取り組みます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
災害ボランティアセンター支援者登録者数	災害ボランティアセンター支援者登録者数	43人	50人

④地域における防犯対策の推進

全国的に子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪や、社会情勢を反映した新たな犯罪が増加傾向にあります。「地域の安全は地域住民で守る」という意識を持ち、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や関係団体と連携した啓発活動や防犯講座などを実施し、防犯意識の醸成を図るとともに、防犯用品の支給等による地域防犯組織の活動支援を行います。

また、詐欺などの被害を未然に防止するため、消費者教育や意識啓発を進めるとともに、複雑多様化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取り組みを進めます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R6)
刑法犯罪発生件数	刑法犯罪発生件数	165件	125件以下

第2節 利用者主体の福祉サービスの充実

(1) 相談支援機能の充実

地域の中で安心して暮らしていくためには、何らかの支援が必要となったとき、必要なサービスが、適切に利用できることが求められます。そのためには、相談窓口での専門的かつ包括的な対応により、迅速かつ必要なサービスにつなげていくことが重要となることから、ワンストップ型の総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、地域包括支援センター職員が、さらに相談援助技術を高めるとともに、関係機関と連携した適切な支援を行っていきます。

障がい者支援についても、適切な福祉サービスを提供するため、専門性を有する相談員を配置するなど、相談室の機能強化を図ります。

①ワンストップ型の相談窓口の充実

高齢化の進展や生活様式の多様化などにより、市民からの相談内容が複雑化しています。これらの支援ニーズに対応するため、市の総合相談窓口や関係部署との連携を強化し、ワンストップ型の総合的な相談支援体制の充実を図ります。

重層的支援体制の整備を進めるため、①本人や家族等から各種相談を幅広く受け付け、適切な保健・医療・福祉サービスや関係機関等につなげる支援体制 ②本人や世帯の状態に合わせ就労や居住などにおける社会とのつながりを回復する支援体制 ③地域社会からの孤立を防ぐとともに地域における多世代の交流や多様な活躍の機会を生み出す支援体制の構築を図っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
相談事業の延べ 受付実績件数	相談事業の延べ 受付実績件数	1, 465件	1, 500件

※重層的支援体制：

本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な支援を行いつつ、適切に支援していくために、次の3つの支援を一体的に行う包括的な支援体制。

①断らない相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援

②問題解決に向けた関係機関との連携及び支援者の相談技術の向上

各相談窓口においては、様々な福祉ニーズに対応していくため、ケアマネジャーや介護保険事業所、医療機関との連絡調整を行いながら、解決に向けた支援を行っていきます。

また、地域包括支援センター職員が、相談者の暮らしや物語を考えながら支援できるよう、さらに相談援助技術を高めるとともに、顔の見える関係づくりを強化し、関係機関とも連携した適切な支援を行います。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
関係団体との連携回数	社会福祉協議会や民生委員などとの連携回数	76回	76回

③障がい者支援、相談の充実

障がい者支援については、相談内容が複雑化してきており、支援ニーズに対応した適切な福祉サービスを提供するため、市障がい者相談室に専門性を有する相談員を配置するほか、研修等を通じてスキル向上を図り相談室の機能強化を進めます。

また、障がい福祉サービスの適切な利用により、障がい者の日常生活を支援するには相談支援専門員の配置が欠かせないことから、事業所に対し相談支援専門員の養成を働きかけていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
相談支援専門員の人数	市内事業所における相談支援専門員の資格取得者数	3人	6人

(2) 福祉サービスの利用促進

複雑化・多様化する福祉ニーズに対して適切に対応し、福祉サービスが必要な人やその家族が安心してサービスを利用できるように、サービスの提供体制

を充実していくことが必要であるとともに、併せて福祉サービスを提供する事業者の質を向上させていくことも求められています。

そのため、地域ケア会議や妙高市介護ネットワークなどを通じた多職種連携を強化し、サービスの向上を図っていきます。

① サービス提供体制の充実

支援を必要とする高齢者や障がい者等に対して、必要なサービスが提供されるよう、地域ケア会議やみょうこうケアフォーラム、妙高市介護ネットワークを通じた多職種連携を強化するとともに、ケアマネジャー等の人材育成や地域全体の課題解決に向けた取り組みについて検討していきます。

また、「第8期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、利用者の状態像に応じた適切なサービスの提供に取り組んでいきます。

② 苦情及び相談の早期解決

市民が安心して生活を送るために、より質の高い福祉サービスを利用できるよう、苦情や相談に対して迅速かつ適切に対応できる仕組みづくりを行い、早期の問題解決や改善に取り組めます。

③ サービス利用に向けた情報提供の充実

市民が必要な福祉サービスを利用するためには、制度や各種福祉サービスの内容について、市民に広く周知し、知ってもらうことが重要です。

本市では、「妙高市高齢者・障がい者福祉サービスガイド」や各種パンフレットを作成し、市民や関係機関に情報提供しているほか、市報やホームページなどでも周知を図っています。今後も継続して福祉サービスの情報提供に努めていきます。

第3節 健康で安心して生活できる環境づくり

(1) 健康で心豊かに暮らせるまちづくり

「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を高め、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取り組みを

推進することで、健康寿命を延伸させ、健康寿命を平均寿命に近づけることを目指していきます。

市民一人ひとりが自分や家族の健康に関心を持ち、望ましい食習慣と運動習慣が定着することを目指すとともに、今後更に市民の健康を増進させていくために、市民、地域、事業所、行政が一体となった全市的な健康づくり活動を推進する必要があります。

また、自殺者ゼロを目指して、関係機関や地域とも連携し、支援が必要な人について、地域ぐるみで見守り体制の構築や早期に相談及び受診へつなげるため、各種相談窓口の周知を図るとともに、地域や職場で自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる「ゲートキーパー」を養成する必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防の普及啓発や地域の茶の間を推進し、介護予防の強化を図るとともに、地域における自発的な活動の育成・支援を行い、活力ある地域づくりを進めるとともに、地域課題を主体的に解決していく地域づくりを進めるため、地域ケア会議の開催や地域づくり協働センターとの連携による地域活動支援を行っていきます。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人

①市民主体の健康づくりへの支援

元氣いきいき健康条例の基本理念である「自分の健康は自分で守り、つくる」を推進するため、市民一人ひとりが自分や家族の健康に関心を持ち、望ましい食習慣と運動習慣が定着することを目指して、健康情報の発信や食生活改善推進員の会、健康づくりリーダーなどによる健康増進の取り組み支援などを行い、市民の健康づくりへの意識高揚を図ります。

また、生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及を進めることで、当市の健康課題である大腸がん、胃がん、脳血管疾患、高血圧等の予防を図ります。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
健康バランス食普及事業実施数	健康バランス食普及事業実施数	94回	100回

②介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で要介護状態にならず、いつまでも自立した生活が送れるよう、健康長寿を目指した介護予防に取り組む必要があります。そのため、介護予防・元気づくりを我が事として考えるための普及啓発や介護予防サポーターの育成を進めるとともに、「地域の茶の間」を充実させることで介護予防活動の促進を図ります。

また、基本チェックリストや健康状態の確認により、虚弱高齢者の早期把握、早期介入を行い、虚弱高齢者や要支援認定を受けた人が要介護状態に移行しないように、適切なケアマネジメントを行い、筋力の維持向上や閉じこもり予防など各人の状態像に応じたサービス提供を行い、社会参加や自立の促進を図っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
地域の茶の間の実施数	月2回以上開催している地域の茶の間の実施箇所数	34地区	38地区以上

③自殺予防の推進

当市の自殺死亡率は、全国や新潟県のように緩やかな減少傾向ではなく、年により変動が大きいことから、継続した自殺予防の取り組みが必要です。

特に自殺死亡率が高い高齢者と働き盛り世代への支援を重点課題として、こころの相談や家庭訪問のほか、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、関係機関と連携し、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や、こころの不調に早期に気づき、相談につなげるための各種相談窓口の周知、受診につなげるための取り組みを継続していきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	H27～R1の5カ年平均	目標値(R7)
自殺死亡率	人口10万人当たりの自殺死亡者数の割合	22.8	20.0以下

④生活支援体制の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加することで、買い物や通院、掃除などの日常生活に関する困りごとが増えています。これらを解消するため、介護保険事業所や社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアなどによる生活支援体制の充実を進めます。

また、高齢者が生きがいや役割をもって生活し続けるための体制づくりや、地域課題を主体的に解決していく地域づくりを進めるため、地域ケア会議の開催や地域づくり協働センターとの連携による地域活動支援を行っています。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
地域課題の解決を検討している地区の数	地域課題の解決を検討している地区の数	2地区	10地区

(2) 市民の誰もが生涯現役のまちづくり

誰もが自分らしく、生涯にわたって「現役」として生きがいのある暮らしを送るため、性別や年齢、障がいの有無、生活環境や就労状況などにより、生き方が制限されることがないように、地域全体で支援していく必要があります。

生涯現役で活躍していくためには、健康寿命を延ばすことが求められています。また、生活を営んでいくうえでは、就労環境を整えていくことが求められ、高齢者や障がい者、生活困窮者などへの就労支援を継続していく必要があります。生きがいのある暮らしを送るために、生涯学習の機会や健康づくりへの参加機会についても拡充していく必要があります。

①高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者人口が増加する中、定年延長や年金受給年齢の引き上げ等により、高齢者のライフスタイルも多様化しています。そのような状況で、高齢者が持つ経験や知識、技能を生かしながら、やりがいをもって活躍できる就労を推進するため、シルバー人材センターの運営の支援を継続していきます。

また、高齢者が生きがいや役割をもって生活し続けられるよう高齢者生

産活動センターや老人クラブ等への支援を行い、生涯学習や健康づくりの場への参加機会の拡充に努めます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
シルバー人材センター会員数	シルバー人材センター会員数	368人	400人

②障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者（児）が自分らしく、生きがいをもって暮らせるよう、自立の促進や相談支援体制の充実、生きがいづくり、就労支援の充実、住まいや施設の整備促進などの取り組みを進めます。

就労支援については、受注の拡大や工賃アップを図ってきましたが、「妙高市障がい者ワーキングネットワーク」や中小企業、農業事業者等と連携し、さらなる工賃アップを図っていきます。

また、ハローワークとの連携による障害者トライアル雇用の活用や合同就職面接会を通じて継続雇用への移行を図るなど、就労機会の充実を進めます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R6)
市内就労継続支援（B型）4事業所の工賃向上	市内就労継続支援（B型）4事業所の工賃実績	15,503円	19,000円

③生活困窮者への自立相談支援及び就労支援の促進

生活保護受給者の就労支援については、就労しても短期間で離職するなど就労の定着化が進んでいないことから、就労後も支援対象者のフォローアップを行うなど、引き続き長期就労に向けたきめ細やかな就労指導・助言を行っていきます。

また、生活困窮者の多くは就労に関する問題だけでなく、債務、住宅、健康、家庭等の生活面や社会面など複合的な問題を抱えているため、生活

困窮者を早期に把握し、必要な支援につなげていくよう民生委員・児童委員や庁内関係機関等と連携して生活困窮者の情報の共有を図り、その状況に応じた包括的な支援をきめ細かく実施していきます。

ひきこもりの人の支援については、本人やその家族の実情に応じた支援を行うとともに、家族の悩みや負担を軽減するために「家族の集い」を開催したり、必要に応じて適切な相談・支援機関につなげるなど、社会的自立ができるよう支援していきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
生活保護受給者の割合	人口に対する生活保護受給者の割合	7.84%	7.33%

(3) 安心して子育てできる環境づくり

核家族化の進行や共働き家庭の増加等により、子育てと仕事の両立など様々な不安を抱える保護者の子育て支援ニーズに対して、一人ひとりの生活実態や環境に応じた子育て支援の充実を図っていく必要があります。

また、地域全体で子育て世帯を支援する体制の推進が必要であり、地域の人たちが協力して子どもを守り育む環境づくりが重要であることから、地域で子どもを育てるという意識の醸成を図っていく必要があります。

子どもの虐待や不登校、ひきこもりなど様々な問題に対しては、保育園や学校、関係機関等との情報共有や連携を図りながら、実状に応じた適切な対応を図っていきます。

①地域での子育て支援体制の推進

核家族化の進行や共働き家庭の増加等から、地域全体で子育てに取り組む体制の推進が必要であるため、地域の人たちが協力して子どもを守り育む意識の醸成を図り、子育て支援を必要とする家庭を地域住民がサポートするファミリー・サポート・センター事業を展開してきました。

しかし、サービスを提供する会員の高齢化や固定化が進んでいるため、シルバー世代も含めた更なる会員の増加に向けた取り組みを進めていきます。

また、育児に関する不安や悩みの解消、子育てしやすい環境整備などに努め、子育て中の保護者同士が気軽に参加して仲間づくりをしたり、問題解決のための情報交換などが行える場となるよう、子育て広場の充実、子育てサークルの育成支援を進めます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
ファミリー・サポート・センターのサービス提供会員数	ファミリー・サポート・センターのサービス提供会員数	168人	206人

②不登校・ひきこもりの自立支援

不登校やひきこもりの児童・生徒に対しては、早期の学校復帰や社会的自立を支援するため、学校・関係機関との情報共有や連携を図るとともに、実状に応じた適切な対応を図っていきます。

また、ひきこもり等の対象者の増加、相談内容の複雑化など、様々な問題があることから、問題解決に向けて庁内関係課との連携を図りながら、ひきこもりの実態把握に努めていくとともに、家庭環境等を見極めながら、社会復帰に向け一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
わくわくホーム利用者数	自宅以外の居場所となる「わくわくホーム」の利用者数	延べ60人	延べ70人

第4節 権利擁護の充実 — 成年後見制度利用促進基本計画 —

判断能力が低下した人について、今後、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されるため、制度を必要としている人が円滑に利用できる取り組みを推進していく必要があります。

市では、地域包括支援センターを地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、まずは、「相談機能」と「広報機能」の整備を行い、段階的・計画的に「成年後見制度利用促進機能」と「後見人支援機能」の整備に取り組んでいきます。

また、地域連携ネットワークの構築に向けては、専門職団体等の協力を得ながら、新たに「権利擁護支援ネットワーク委員会」の設置を進めるなど、地域連携ネットワークや中核機関の機能について、順次、機能拡大等に向けて必要な対応を行っていきます。

①制度の広報・啓発及び安心して利用できる環境の整備

成年後見制度の広報・啓発、制度利用相談を含めた権利擁護総合相談については、地域包括支援センターと法人後見の受任団体である社会福祉協議会との連携により取り組んでいきます。

特に、権利擁護総合相談では、成年後見制度の利用が必要であると思われるにもかかわらず、本人及び親族による申し立てが見込めない場合でも市長申立による制度利用につなげていくとともに、同制度以外にも必要な支援等について、関係機関につなぐなど、早期支援を行っていきます。

また、制度の利用促進に向けての受任者調整や担い手の確保、後見人支援について専門職・関係機関の協力体制を構築し、順次取り組むほか、本人を見守る「チーム」として、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を強化していきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
成年後見制度の申立支援件数	成年後見制度の申立支援の実施数	3回	9回

②権利擁護に関する地域課題の検討・調整・解決

専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）や家庭裁判所、地域の福祉関係者から構成される権利擁護支援ネットワーク委員会を設置し、権利擁護に関する地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議していきます。

また、権利擁護支援ネットワーク委員会を、成年後見制度利用促進に関する協議機関として位置づけ、必要に応じて委員会を開催し、成年後見制度の利用の促進について協議を行っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
権利擁護支援ネットワーク委員会の開催	権利擁護支援ネットワーク委員会の開催数	0回	2回

③成年後見制度への円滑な利用移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が自立した生活を送れるよう、契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う生活支援のための身近なサービスとなります。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携を強化していく必要があり、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への移行が望ましいケースについては、社会福祉協議会と連携し成年後見制度への円滑な移行を検討します。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度への利用移行	日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度への利用移行数	0人	5人

④成年後見制度利用者への助成

成年後見制度を利用したくても、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない人に対し、成年後見制度利用支援事業により制度費用を助成し、利用者の負担軽減を図っていきます。

【施策の目標値】

項目	指標の説明	現況値(R1)	目標値(R7)
利用助成件数	成年後見人等への利用助成の実施数	3件	8件

第 4 次妙高市地域福祉計画

発 行 令和 3 年 3 月

企画・編集 新潟県妙高市福祉介護課

〒944-8686 新潟県妙高市栄町 5 番 1 号

電話(0255)74-0016(直通)